

一宮市立南部中学校 同窓会会則

第一章 総 則

第1条 名称

本会は、一宮市立南部中学校同窓会と称する。

第2条 事務所

本会は、事務所を一宮市立南部中学校内に置く。

第3条 目的

本会は、一宮市立南部中学校同窓会間の深交、親睦、連絡を図り、母校の発展を支援することを目的とする。

第4条 運営の原則

本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

第5条 事業

本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1)会員間の情報交換並びに意見統合。
- (2)会員相互の深交、親睦に資する行事の開催。
- (3)「同窓会だより」の編集発行。
- (4)母校行事への支援、協力。
- (5)その他、本会の目的を達成するための必要な事業。

第二章 会員・会費

第6条 会員の種類

本会は、会員を次の三種類とする。
(1)正会員 (2)名誉会員 (3)賛助会員

第7条 会員の資格

- (1)正会員
一宮市立南部中学校の卒業生を以て構成する。ただし、中途退校者にして有志のものは、その構成員になることができる。
- (2)名誉会員
一宮市立南部中学校の現職員並びに元職員になる。
- (3)賛助会員
本会の趣旨に賛同した個人又は法人、その他の団体は常任理事会の決定により、本会に賛助会員として入会することができる。

第8条 会費

- (1)正会員
一宮市立南部中学校卒業時に300円を終身会費として納入しなければならない。
- (2)名誉会員
本会の育成に功労のあるものとして無料とする。
- (3)賛助会員
本会の事業の発展を助成するための必要が生じた場合、賛助会員と常任理事会とによってその額を決する。

第三章 総 会

第9条 総会の決議事項

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)会則の変更
- (2)事業計画および収支予算の決定および変更
- (3)事業報告および会計報告の承認
- (4)役員の選任および解任
- (5)本会の解散および残余財産の処分方法の決定
- (6)その他特に重要な事項

第10条 総会の種類および召集

総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

定時総会は原則として毎年11月第1日曜日とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、あるいは5分の1以上の正会員が会議の目的を示し、請求した場合に会長がこれを召集する。

総会の議長は、正副会長のなかから選出する。

第11条 総会の議事

総会の決議は、出席総会員の過半数の同意によって決する。

ただし、会則の変更および本会の解散ならびに残余財産の処分方法の決定の決議は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第四章 役 員

第12条 役員の種類

本会の次の役員を置く。

- | | |
|------|----------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 10名以内 |
| 常任理事 | 20名以内 |
| | ただし、卒業15年を経過した卒年次5年単位で1名以上 |
| 理事 | 原則的に各卒年次ごと男・女各1名の合計数。 |
| 監事 | 2名 |

第13条 役員の資格および任免

役員は、本会の正会員たることを要し、総会において選任および解任される。

ただし、毎年新理事は、卒業年度の男女の各1名推薦を受け当該年度の総会を経て理事となることができる。

第14条 役員の任期

役員の任期は、毎年11月1日より翌年10月31日までとして再任を妨げない。

期半ばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。

役員の任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

第15条 役員の任務

会長は、本会を代表し会務を統括し、常任理事会を召集してその議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその会務を代行する。

常任理事、理事は会長を補佐し会務を代行する。

監事は本会の業務および財産状況を監査する。

監事は常任理事会および理事会に出席して意見を述べることができる。

第五章 常任理事会・理事会

第16条 常任理事会

- (1)常任理事会は、会長、副会長および常任理事を以て構成し、本会の運営にあたる。
- (2)常任理事会は、年度中に1回以上開催する。
- (3)常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数を以て決める。
- (4)常任理事会は、総会から委任された事項および総会に提出すべき議題を審議処理する。

第17条 理事会

- (1)理事会は、会長、副会長、常任理事および理事を以て構成する。
- (2)理事会は、年度中に1回以上開催する。
- (3)理事会の議事は、出席理事の過半数を以て決める。

第六章 管 理

第18条 会則、その他の書類の備付

- (1)会長は、会則・総会議事録を本会事務局に備えておかなければならない。
- (2)会長は会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なしにこれを拒んではならない。

第19条 決算関係書類の提出

- 会長は事業年度翌11月に開かれる定時総会の日の1週間前までに前事業年度における次の書類を作成し監事に提出しなければならない。
- (1)事業報告
 - (2)会計報告……①貸し借り対照表・②収支報告書
- 監事は前項の定めにより書類の送付をうけたときは、その定時総会の前日までに意見書を会長に提出しなければならない。
- 会長は前項の監事の意見を添えて、(1)・(2)の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第七章 相談役

第20条 相談役

- 本会は、相談役を置くことができる。
- その資格は、
- (1)本会の会長を経験したもの
 - (2)本会の副会長を延べ10年以上経験したもの
 - (3)相談役は、常任理事会・理事会に出席して意見を述べることができる。

第八章 顧 問

第21条 顧問

- 本会は、顧問を置くことができる。
- その資格は、
- (1)当該年度の学校長および歴代学校長
 - (2)当該年度のPTA会長
 - (3)当該年度の教育後援会長

第九章 会 計

第22条 会計年度

会計年度は毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

第23条 財政

本会の財政は、会費および寄付金、その他の収入を以てこれにあてる。

第十章 世話役

第24条 世話役

- 本会は、世話役若干名を置く。
- (1)世話役は南部中学校職員中より、若干名を学校長より推薦にて決する。
 - (2)世話役は学校と同窓会との連絡、調整をはかる。
 - (3)世話役は常任理事会、理事会に出席して意見を述べることができる。

第十一章 付 則

第25条

- 本会則は昭和31年9月2日制定施行する。
- 本会則は昭和38年11月24日改正施行する。
- 本会則は昭和45年11月15日改正施行する。
- 本会則は平成9年11月2日改正施行する。
- 本会則は平成12年11月5日改正施行する。
- 本会則は平成20年11月2日改正施行する。